

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉冷却材再循環ポンプ用電動機(A、B)下部オイルシール配管に変形が認められたため、対応検討。	D	
2	2号機	定検開始に伴うプラント出力降下(210MWe)時、原子炉再循環ポンプ配管キャビテーション制限領域表示(低出力時は表示しない)が認められたため、対応検討。	D	
3	2号機	タービン建屋1階において、弁の点検作業時、右手人差し指をぶつけ、負傷(軽い打撲)したことが認められたため、注意喚起。	D	
4	2号機	計装用空気圧縮機(A)点検において、No3気筒のシリンダー、シリンダー(上、下)カバー、取付用スタッドボルトに腐食が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)用電動機点検において、ファンカバーに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
6	2号機	コントロール建屋換気空調系中央操作室冷凍機(B)系の加圧試験(窒素ガス)において、蒸発器(D)管板蓋のスタッドボルト部より漏えいが認められたため、対応検討。	D	
7	2号機	計装用空気圧縮機(A)点検において、ピストン(No.1,2,3)の側面に腐食及びNo.3ピストンロッド取付部に変形が認められたため、対応検討。	D	
8	2号機	残留熱除去系(B)注入弁差圧計の点検において、均圧弁にシートリークが認められたため、当該均圧弁を点検。	D	
9	2号機	定検中の運転日誌において、炉心温度の記載漏れが認められたため、対応検討。(代替記録のBOPタイプ記録に異常なし)	C	
10	3号機	主発電機界磁しゃ断器点検において、アークシュート(消弧板)の一部に亀裂箇所が認められたため、当該アークシュートを交換。	D	
11	3号機	タービン建屋搬入口の物品搬出の汚染確認測定において、汚染物品(足場材カバー1個:4.3Bq/cm <sup>2</sup> )が確認されたため、当該汚染物品を養生・仮置及び除染後、搬出。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	タービン配管の肉厚測定調査業務において、配管に表示されている番号に誤記が認められたため、配管表示番号を訂正。	D	
13	3号機	制御棒の動作試験中に発生した制御棒過挿入事象の調査として、制御棒全数の動作試験を実施したところ、同様事象(制御棒(34-59)試験時、別の制御棒(42-23)が過挿入)が認められたため、調査及び対応検討。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353